

飼い主の
みなさんへ

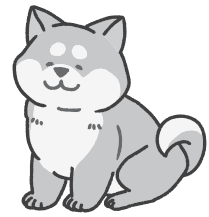
狂犬病予防集合注射を実施

～狂犬病予防注射は飼い主の義務です～

令和5年度狂犬病予防の集合注射を実施します。市に登録されている犬の飼い主には、日程等の案内を送付しますので、裏面に記載されている問診欄を記入のうえ、当日持参ください。料金は、お釣りがいらぬよう協力をお願いします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

《日程》

地域名	実施日
八幡	4月11日(火)・13日(木)・18日(火)・20日(木)
美並	5月9日(火)
明宝	5月11日(木)
和良	5月16日(火)
大和	5月18日(木)
白鳥	5月23日(火)・25日(木)
高鷲	5月30日(火)



▲集合注射
日程・場所

《料金》

登録済みの場合

3,200円 (注射料金)

新規登録の場合

6,200円 (注射料金 + 新規登録料)

● 狂犬病予防注射を必ず受けさせてください 《集合注射または動物病院で接種》

世界では、狂犬病により毎年約5万人が亡くなっており、感染の多くは犬にかまれることが原因です。日本では狂犬病のまん延を防ぐため、飼い犬に対して、年に1回の予防注射と、注射後に配布される注射済票をつけておくことが義務付けられています。飼い犬にしっかりと予防注射を受けさせることで犬を狂犬病から守ることはもちろん、飼い主自身や家族、近所の住人やほかの動物への感染を防止できます。

※登録や予防注射の手続きをしていないと、20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

※犬が病気療養中等の理由で予防注射を受けられない場合は、動物病院で診断のうえ、「注射実施猶予証明書」の交付を受けてください。なお、猶予期間が終了した場合は速やかに接種を行ってください。

● 犬の飼い主のみなさんへ

犬を飼う場合は、「お住まいの自治体への飼い犬の登録」、「狂犬病予防接種」、「鑑札と注射済票の装着」が法律で義務付けられています。放し飼いにしない、ふん尿などは適正に処理するなど、ルールとマナーを守り、最後まで責任をもって飼いましょう。



▲ルールやマナーなど

☎ 環境水道部環境課 67-1833